

議案第3号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の23の項を削り、同表中24の項を23の項とし、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、27の項を26の項とし、28の項を27の項とし、29の項を28の項とし、30の項を29の項とし、31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とし、34の項を33の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。